

令和3年11月24日

各課等の長各位

飯綱町長 峯村 勝盛

令和4年度予算編成方針について（通知）

令和4年度の予算編成方針を次のとおり定めたので通知する。

記

第1 国の動向等

内閣府の月例経済報告（令和3年9月）によると「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。」とされているが、コロナ対策などの各種政策の効果などにより景気の持ち直しが期待されている。

政府では、令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太方針2021）」において、ポストコロナの持続的な成長につなげるため、「グリーン社会の実現」、「官民挙げたデジタル化の加速」、「日本全体を元気にする活力ある地方創り」、「少子化の克服・子供を産み育てやすい社会の実現」の4つについて成長を生み出す原動力として推進して重点的に取り組むものとしている。

第2 町政運営の課題と今後の展開

少子高齢時代がもたらす経済規模の縮小や、新型コロナウイルス感染症による経済活動の縮小などによる税収の減少が懸念される中で「飯綱町らしいまちづくり」を推進していく必要がある。

令和4年度からは、第2次飯綱町総合計画後期基本計画がスタートする中で、重点目標である「日本一のりんごの町へ」「日本一女性が住みたくなる町へ」の施策を着実に実施し、すべての町民が「しあわせを実感するまち」を目指したまちづくりを、町民との「共動」により進めていくことが重要である。

また、第2次飯綱町総合計画で示したように、計画的に水道施設の更新を進めるための財政措置を実施していく。

今後の財政状況は、合併算定替えの終了による交付税の減少や、大型建設事業に係る公債費の増大などにより今まで以上に厳しさが増すことに加え、新型コロナウイルス感染症関連対応も見込まれることから、重点施策としては人口増対策などを中心に町民の利便性の向上や行政の効率化を図るための新たなデジタル技術の推進などに予算配分を行い、「選択と集中」を徹底することで持続可能な行政運営を行っていく。

そのためにも、各課においては従来にも増して横断的かつ柔軟に連携し、全庁一体となって各種施策に取り組んでいくことが重要となる。

第3 本町の財政状況及び財政見通し

令和2年度決算に基づく本町の財政状況は、新型コロナウイルス感染症対策の実施に伴い、歳出

ベースでは令和元年度比22.2%増となったものの、国庫支出金等（特別定額給付金補助金や地方創生臨時交付金等）で補填されたため、財政運営への影響は限定的であった。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は84.6%となり、前年度より5.2ポイント改善したが、これは、普通交付税等の歳入増と新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業中止等による歳出減の一時的なものであり、財政構造が改善されたものではないことから、今後は硬直化が進む見込みである。財政健全化判断比率については、いずれの指標も国が示す早期健全化基準を下回り、財政の健全性は保たれている。

令和3年10月時点における財政の見通しとしては、町税収入の減少傾向が見込まれ、一般財源の確保が困難な状況にあることから、令和4年度以降も当初予算編成において収入不足となる非常に厳しい財政状況を見込んでいる。歳出においては、庁舎建設などの大型建設事業が一区切りを迎えたが、高齢化の進行等による社会保障関係費の増加、上水道事業の一本化や施設整備などによる財政支出の増加が想定される。

今後の財政運営にあたって、あらゆる手段で歳入を確保するとともに、前例踏襲という固定観念から脱却し、将来を見据えて効果や目標から逆算した事業の再構築を進めなければならない。

また、このような厳しい財政状況においても、住民の安全や生活を守るため、新型コロナウイルス感染症対策や地域経済支援などに継続して取り組むとともに、ポストコロナに向けた社会の変化を的確に捉え、行政DXをはじめとしたデジタル化の推進やSDGsの実現を通じた取り組みなど、新たな行政課題に対応する予算については適切に計上していくことが求められているところである。

第4 予算編成方針

1 基本方針

令和4年度は、第2次飯綱町総合計画後期基本計画の初年度にあたり、具体的な取り組みを着実に実施することとする。

平成30年度一般会計当初予算額(75億円)の水準以下を基本として予算編成に取り組むとともに、物件費、維持補修費は令和3年度一般会計当初予算額の90%以下とする。

また、「先駆性、収益性の高い事業」や「人口増対策が盛り込まれた事業」「新たなデジタル化に対応した住民サービスの向上と業務の効率化が見込める事業」をはじめとして、各課横断的な発想で取り組むこと。

なお、各特別事業会計においても積極的な事業内容の見直しを実施すること。

① “夢と希望にあふれるまちづくり” ～ふるさと環境を活かした人づくり＝まちづくり～

町が誇りとする自然豊かな環境の中で、人を思いやる心を育みながら、子どもたちの元気な声が響き渡る町の実現を目指し、結婚、妊娠・出産、育児、教育、また、いつまでも健康に暮らせる身体づくりなど、「しあわせを実感するまちづくり」を推進する。

② “活力あるまちづくり” ～新たな産業・しごとの創出と地域に根差した産業基盤の継承～

町の基幹産業である農業の担い手不足や高齢化、農地の荒廃、さらに地元商店の利用客の減少、経営者の後継者不足に対応するため、世界に誇る生産・販売体制の構築、農産物のブランド化、また、町中心部に生活サービス機能を充実させるなど、産業・しごとの創出を推進する。

③ “安心して暮らすことができるまちづくり” ～住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる環境の整備～

集中豪雨等の自然災害が続発する中、防災・減災対策を進めるとともに、インフラや公共施設の適切な管理や、誰もが生涯にわたって生きがいを持って暮らすことができるよう、地域公共交通の充実や、福祉サービスの充実など、自助、互助、共助、公助を確立する取組を推進する。

④ “にぎわいのあるまちづくり” ～地域コミュニティの再構築と多様な連携・交流による地域活性化～

地域の果たす役割を認識し、地域の多様な世代や人々が気軽に集うことができる場づくりなど、地域のつながりを再構築する取組を推進するとともに、全国、世界との交流や移住につながる事業を展開し、にぎわいのあるまちづくりの構築を推進する。

“人口増対策” “地域活性化” “経済活性化” を最大の課題と考えており、各課の事業が、豊かな自然を活かし、この課題解決に向けた事業となるよう創意工夫し、ひいては、若者定住につながる事業に繋げていきたい。

については、一般財源の確保がより厳しさを増すなかで、これら施策に重点的に予算配分する一方、重点施策以外は抑制していかなければならない。このため、従来の計上方法に捉われずに、例外なくすべての事業を見直し、これまでも増して事業の廃止を含めた厳しい選択を行うこと。

2 個別方針

(1) 歳入に関する事項

先進自治体の取組みや事例を参考に、歳入獲得手段について広く検討を行い、事業の財源は自ら捻出するという視点に立ち、柔軟な発想で、これまで以上に自主財源をはじめとする財源の確保に努めることとし、次の事項に取り組まれない。

① 自主財源の確保

自主財源の根幹をなす町税の徴収率については年々向上しているが、さらなる向上に向けて取り組むこと。上下水道料金等についても、徴収率のさらなる向上に向けて取り組むとともに適正な料金の確保に努めること。特に、滞納に対しては、現年度分の早期対応、過年度分の積極的な滞納処分等の実施により徴収に努めること。

また、ふるさと納税は、税収の増加が見込めない状況下にあつて、大きな収入源となっていることから、飯綱町らしい地元農産物に加え、幅広い分野の返礼品等を検討し、さらに工夫する中で一層の増収を目指すこと。

なお、使用料や手数料についても、特定の行政サービスの提供に要する経費の対価であり、受益者負担の観点から適正であるか検討し、計画的な見直しを図ること。

② 国・県補助金などの特定財源の確保

来年度の国や県の予算編成は並行して進んでおり、現時点では不透明な状況ではあるが、町の予算編成に大きな影響を及ぼすものであり、国の予算や制度改正等の情報収集に努め、本町の施策、事業に活かせる財源は必ず確保すること。

安易に一般財源(地方債や基金を含む)に頼るのではなく、新規・拡充事業は、県の担当課等に補助金の有無を確認するなど、事業を実施するための財源を自ら確保するように努めること。なお、特定財源の見込めない新規事業は原則として実施しない。

(2) 歳出に関する事項

事務事業の見直しを短期間で行うことは困難であることから、職員一人一人がコスト意識を強く持ち、町民ニーズの的確な把握を徹底し、変化する時代背景や環境変化などを的確に捉えることが重要となっている。

新規・拡充事業は、投資する経費と得られる成果等を明確にするとともに、実現したい将来の姿を示した上で、予算要求すること。また、各課等の長は、マネジメント力を発揮し、主体性・自主性を持って、次の事項に取り組まれない。

①PDCA サイクルの確立

PDCA サイクルの実効性を担保するため、行政評価を的確に行い、評価結果にもとづく改善の方針を適切に策定し、これを計画や事業の次の展開に確実に反映させること。また、必ず次年度の予算編成にも反映させること。

②一般財源縮減の徹底

実施計画を基本とした予算要求とするが、必要性、緊急性等の高いものを厳選するとともに、新たな特定財源を確保することにより、一般財源の縮減に努めること。

③事業の見直しの徹底

町民ニーズや事務事業評価、前年度の予算執行率などを十分検証し、事業の優先順位を明確にするとともに、すべての事業についてスクラップ・アンド・ビルドの徹底を図り、所期の目的を達成した事業や成果が上がっていない事業、コストに見合う成果が出ていない事業などは、次の事項に留意し、積極的にスクラップを行い、新たな施策への転換を図ること。

- ・ 国・県からの財政支援が廃止又は縮小となった事業は、事業見直しの好機と捉え、漫然と町の単独事業として継続することなく、事業自体の在り方から見直すこと。
- ・ 事業の実施方法などを見直し、町民やNPO法人などとの分担・共動が期待できる事業はないか、また、経費の節減が図れる部分はないか精査すること。
- ・ 事務事業評価で改善、縮小・統合、休止・廃止となった事業については、必ず予算編成に反映させること。
- ・ 補助金は、「補助金見直し基本方針」に沿って、見直しを徹底すること。
- ・ 議会、監査委員などから指摘された事項については、予算編成時点で改善に努めること。

(3) 国の補正予算への対応

令和3年度補正予算による新たな経済対策などがあった場合、関係各課において情報の収集を行い、事業内容や財源に有効・有利なものについては、後年度に予定している事業の前倒しを含めて積極的に対応すること。

(4) ゼロ予算事業の推進

ゼロ予算事業は、新たな予算措置を伴うことなく、職員一人ひとりの積極的な創意工夫や新しい発想のもと、技術・知識、資産、情報等の最大限の活用や町民との協働・連携など多様な手法を用いることによって、町民サービスの一層の充実を図るものである。

財政状況が厳しさを増すなかにあつて、価値観の多様化を受けた住民ニーズに対し積極的に応えていくためにも、ゼロ予算事業は必要かつ重要な取り組みとして推進すること。